様式第3号（第3条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

許可決定等通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった許可申請について、次のとおり決定したので、丸亀市事務所地区建築条例施行規則第３条の規定により通知します。

記

１　許可します。

(１)　建築場所

(２)　建築物又はその部分の概要

２　許可できません。

許可できない理由

（付記）

１　この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができる。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この通知を受けた日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの通知を受けた日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。